



## 高齢者の財産を適正に管理し承継するための選択肢 －「家族のための信託」を考える－

遠藤 英嗣 Endo Eishi 弁護士

1971年法務省検事、2005年東京法務局所属公証人、2015年弁護士登録。遠藤家族信託法律事務所所長弁護士、日本成年後見法学会常任理事。著書に『全訂 新しい家族信託』（日本加除出版、2019年）、『家族信託契約』（日本加除出版、2017年）など

### 高齢者の財産管理と遺言の問題点 および家族信託

本稿では、高齢者の老後の安心設計にとって大事な遺言と後見契約（任意後見契約と財産管理委任契約が一体となったもの）、それにこれらに代わる役割を果たす、家族のための民事信託（以下、家族信託）について説明します。

#### (1) 多くの高齢者の財産管理は無防備である

高齢者の財産については、特殊詐欺などにあわないためにも確かな管理が求められています。これが同居の家族等に託している場合でも、あこぎな親族の経済虐待の対象になることも少なくなく、最近では違法ないわゆる「囲い込み」の温床になっています。そこで必要なのは、自分で後見人を選び、いざというときに生活の支援や財産管理を託す任意後見契約<sup>\*1</sup>だと考えています。これによれば法定後見のように見知らぬ者が後見人として家庭に入ってくることもありません。

#### (2) 遺言は大事だが、<sup>かんせい</sup>陥穽（落とし穴）も少なくない

遺言は、長年の間に築き守ってきた大事な財産を、相続人など誰にどのように配分して遺し、後世に役立たせるかなどについての、本人（遺言者）の考え（思い）を残すものです。しかし、この遺言は2018年の民法改正により絶対的効力を失い、遺言者が遺言に託した特定の財産を特定の相続人に承継させるという願いを必ずし

も実現できないことも起きてしまうことになったのです。まして、遺言書に従う意思がない相続人は、せっかく作成された遺言を反故にし、遺産分割に持ち込もうとする者もいます。

#### 「親を囲い込む」事件（東京地裁令和元年11月22日判決）

当時80歳代の母親を自宅から連れ出した長女と次女が、三女と母が会うことを阻み続けたことに関して不法行為に当たるとし、長女らに対して110万円を三女に賠償するよう命じる判決がありました。このほか、相続人が、受遺相続人（遺言で多くの遺産を取得した者）を相手に、認知症の遺言者（親）を囲い込み遺言書を書かせたとして、遺言無効を訴える例も少なくありません。

#### (3) 家族信託は難しいしくみであるが、 「大きなとりで」となる

家族信託<sup>\*2</sup>は、このような遺言書の脆弱な点を補って、特定の人が確実に特定の財産を承継するしくみです。しかも、相続発生前は、その財産で自らが希望する生活や療養看護など、それまでと変わらない手厚い支援を受けることが可能なのです。しかし、誰でも簡単に作れるものではありません。したがって、財産承継の王道は今でも遺言書にあります。

### 家族信託とは

家族信託とは、委託者が、自分が所有している管理が難しい不動産や金融資産など一定の財産を別扱いにして、信頼できる受託者にその管

\*1 将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自分が選んだ任意後見受任者（任意後見人になる人）と任意後見契約を締結し、もし本人が認知症等により判断能力が低下した際には、裁判所に任意後見開始（任意後見監督人選任）の申立てをし、その申立てによって選任された任意後見監督人の監督のもとで、任意後見人が本人の財産管理や身上保護につき支援や必要な手配を行う制度

\*2 詳しいしくみなどは、ウェブ版「国民生活」2019年5月号特集2 遠藤英嗣「高齢者の生活と資産を守る『家族信託』を考える－家族信託を正しく理解し消費者被害にあわないために－」4～7ページを参照 [https://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-201905\\_02.pdf](https://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-201905_02.pdf)



理等を託して名義を移転(信託譲渡)し、受託者は、当該財産(信託財産)を委託者が定めた信託の目的に従って管理活用(運用)、そして処分をします。その中で、特定の受益者(委託者のほか、配偶者や障害を有する子)に生活費や施設利用費等を給付し、最後に残った財産を特定の相続人等に引き渡すというものです。遺言でもできますが、多くは契約(家族信託契約)で行います。

## (1) 家族のための民事信託と信託銀行等の信託商品

信託というと、信託銀行で扱っている信託商品のことしか思い浮かばない人も多いのではないかと思います。本稿では、主として家族のための民事信託を「家族信託」として説明します。

①今日、一般に信託銀行等が取り扱う家族のための信託は、委託者の認知症発症に対応できる信託商品として、また残される配偶者や相続人のために信託財産が給付される商品として数多く売りに出されています。これらは、「商事信託」といわれるものですが、基本は家族民事信託と同じく信託法に依拠しています。

②家族のための民事信託とは、受託者が「業」として信託を引き受けるものでないものをいいます(業として信託を引き受けることは、信託業法で制限されている)。業とは、営利の目的をもって反復継続する意思で信託を引き受けるというもので、家族親族が身内の者のために受託者になるのはこれには当たらないと考えられます。

③しかし、弁護士や司法書士など士業の者が、受託者となるのは信託業法に抵触すると考えられています。

## (2) 家族信託のメリットとデメリット

家族信託のメリットは、次の2点に集約されます。

①家族信託は遺言や成年後見制度によらないで、家族親族による「確かな財産管理(後見信託)」と「資産の確実な承継(資産承継信託)」を実現するものです。すなわち、遺言や成年後見制度では対応できない財産管理や承継が実現でき

るといことです。特に、成年後見制度では実現困難な財産の運用を通じて相続対策を行い、また配偶者や子の生活や福祉を確保する場合に活用されています。

②家族信託は、財産を「守る」「活かす」「遺す」という機能を有することからこれを活用し、自由な発想で広遠な希望をかなえることができます。一般には、委託者が託した財産が、受託者の倒産等によってその債権者に差押え等を受けることがないことや、不動産の共有化による使用や税負担、処分時などのトラブルを避けられるという利点があります。さらには、後継ぎ遺贈型受益者連続信託によって、遺言では実現できない後継ぎ遺贈の問題を解決できることから、親亡き後の問題で、子に相続人がいない場合でも残った財産が国庫に帰属することなく、支援した人や団体に給付することができるのです。

家族信託のデメリットの主なものを挙げると、

- ・しくみが特異で、理解が難しい契約であること
  - ・正しく説明し、企画・制作できる家族信託支援業務(信託の相談を受けて信託事務開始まで導く事務手続)を担う専門家が少ないこと
  - ・何でもできるものではなく、あくまでも「受益者のための制度」であること
  - ・これを利用しても遺留分侵害額請求は遮断できないこと
  - ・それ自体に節税効果はなく、また税務も難しいこと
- などです。

## 希望にかなった財産管理と承継のための選択肢は何か

### (1) 生前の財産管理は任意後見契約と家族信託を考える

家族信託制度を利用することによって成年後見制度を回避しようという動きがあります。

しかし、同じ財産管理制度でも、両制度はそれぞれの守備範囲は異なり、家族信託を利用すれば成年後見人は不要であるということにはな



りません。本人の財産でも信託財産にはならない財産がありますし、身上保護の手続などには受託者の権限は及びません。必ず、家族信託契約と同時に任意後見契約を締結しておくべきです。

## (2) 確かな財産の承継は家族信託と公正証書遺言で実現する

①遺言は多くの場合、まず、親身になって支えてくれた配偶者や自らを犠牲にしてまで尽くしてくれた人に対して、その恩に報いるため遺言で遺す最良の手段であり、特に確実に特定の財産を後継者等に承継したいときには、家族信託が最も有効です。しかし、年金をはじめ、農地や賃貸人の承諾のない借地権などは、信託ができません。したがって、遺言は、家族信託があっても大事な法律行為なのです。

②高齢者が委託者となって設定する家族信託契約は、いくつかの活用の類型がありますが、主なものは次の4つです。

- ・ 高齢者本人のための信託～主として認知症に備えるためのもの<sup>\*3</sup>
- ・ 本人と高齢の配偶者のための信託
- ・ 障害を有する子のための信託
- ・ 資産(家産)承継のための信託

③財産の承継の方法としては、このほかに「生前贈与契約」と「死因贈与契約」があります。生前贈与は課税の問題がありますし、死因贈与の場合は手続上の問題も残りますので、公証人に相談のうえ公正証書での作成が望まれます。

## 消費者被害にあわないための留意点

### (1) 家族信託契約の現状と課題を知る

①家族信託にあっては、信託財産の分別管理のため、受託者が託される金銭を「信託口」口座に移動して管理することになりますが、この口座を開設する金融機関が少ないことが大きな課題となっています。

②士業専門職(以下、専門職)が家族信託支援業

務を担うも力不足で、しかも倫理観の欠落からか家族信託が悪用される事例も少なくありません。このことは、次に事例で説明します。

### (2) 信託契約で消費者トラブルにあわないために気をつける点

①東京地裁令和3年9月17日判決の事件は、依頼者が、信託の組成を依頼した専門職とトラブルになり、筆者が訴訟代理人になった、不法行為等に基づく損害賠償請求事件です<sup>\*4</sup>。事件は、専門職が、「家族信託を利用すれば、信託内借入れも可能だし、信託口座はどこでも開設できる」と説明したので、この専門職に対し信託契約の組成や口座開設の支援等を委任したのです。しかし、専門職が作成した信託契約公正証書は金融機関において有効なもの認められず、受託者において「信託口」口座が開設できなかったのです。筆者は依頼者から相談を受け検討の結果、当該専門職が、依頼者に対する説明につき法令実務精通義務に基づく説明責任等を怠ったことは明らかだとして、不法行為に基づき専門職に支払った手数料報酬や新たに信託契約書を作成し直す費用、先の登記の抹消登記手続費用等について損害賠償を請求しました。なお、審理の途中で債務不履行責任も追加しましたが、これに対して、東京地裁は専門職の不法行為の事実を認めて原告請求の相当部分につき損害賠償を命じたのです。

②①の事件でも分かるとおり、まずは確かな専門職に相談することです。

③また、「信託に甘い話はない」と肝に銘じておくことです。「信託では何でもできる」「信託すれば税金が安くなる」と言われ、高額な手続報酬を支払っている例があります。トラブルにあわないためには、家族信託支援業務の範囲を明確にして書面で契約することが大事です。これにより、不誠実な専門職の逃げ道を塞ぐことができます。

\*3 前掲\*2 7ページ図2参照

\*4 遠藤英嗣『家族信託の実務 信託の変更と実務裁判例』(日本加除出版、2021年)225ページ